

## 第20回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：平成27年1月29日（木）

14時00分から

場 所：岩手県水産会館 5階大会議室

## 第20回岩手県文化芸術振興審議会会議録

### 1 日時

平成27年1月29日（木） 14時00分から

### 2 場所

岩手県水産会館 5階 大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

佐々木民夫会長、菅野洋樹副会長、上田吹黄委員、木村敦子委員、工藤良裕委員、見年代瞳委員、齋藤桃子委員、坂田裕一委員、佐藤由紀男委員、柴田和子委員、滝沢昭子委員、新田満委員、藤沢清美委員、山本玲子委員

#### (2) 県

風早環境生活部長、津軽石環境生活部副部長、鈴木若者女性協働推進室長、千葉NPO・文化国際課長、吉田文化振興担当課長  
松下生涯学習文化課総括課長、佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、長谷川生涯学習文化課特命参事、高橋生涯学習文化課文化担当課長

### 4 議事等

- (1) 「岩手県文化芸術振興指針（改訂版）」案に係るパブリック・コメント等の実施結果について
- (2) 「岩手県文化芸術振興指針（改訂版）」案のとりまとめについて
- (3) 岩手県文化芸術振興指針の改訂について答申

### 5 会議の概要

#### 1 開 会

○吉田文化振興担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第20回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

私は、岩手県環境生活部若者女性協働推進室文化振興担当課長の吉田真二と申します。よろしく申し上げます。議事までの間、便宜進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日ご出席いただいている委員は、委員総数16名のうち15名であり、定足数を満たしておりますので、岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、渡辺委員におかれましては、ご都合により欠席の旨ご連絡いただいておりますので、報告いたします。

また、達増知事ですが、本日は2時30分ごろ到着の予定をしております。

## 2 環境生活部長あいさつ

**○吉田文化振興担当課長** それでは、開会に当たり、風早正毅環境生活部長からご挨拶申し上げます。

**○風早環境生活部長** 皆さん、こんにちは。環境生活部長の風早でございます。本日は、皆様大変お忙しいところ、また大変寒い時期にもかかわらず、本年度4回目となる岩手県文化芸術振興審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、改めまして日ごろ皆様方には本県の文化芸術施策の推進に当たりまして格別のご指導、ご鞭撻をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。

さて、皆様方、今年度ずっとご審議をいただいております文化芸術振興指針の改訂につきましてですが、前回11月の審議会でお示しさせていただきました素案以降、12月定例会において県議会でご報告をいたしましたほか、12月にはパブリックコメントを実施させていただき、さらには県内7カ所において各地域で住民の皆様にご説明を行わせていただきました。そういうことで住民の皆様方からご意見を直接お伺いしたほか、岩手県の文化芸術創造アドバイザーからもご意見を頂戴し、本日お示しします案に反映をさせていただいております。

皆様に9カ月余りにわたってご審議をいただきました岩手県文化芸術振興指針（改訂版）案について、本日は取りまとめを行っていただきまして、佐々木会長から知事に答申をいただく予定としております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴したいと考え

ておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

### 3 議 事

(1) 「岩手県文化芸術振興指針（改訂版）」案に係るパブリック・コメント等の実施結果について

(2) 「岩手県文化芸術振興指針（改訂版）」案のとりまとめについて

○吉田文化振興担当課長 続きますが、議事に入りますが、条例第23条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、以後の進行は佐々木会長をお願いいたします。

○佐々木民夫会長 それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいりますので、よろしくご協力お願いいたします。

なお、今ご説明ありましたように、知事が2時30分ごろに到着予定だということで、時間の調整、議事の終了までよろしくお願いいたします。

それでは、3、議事の(1)、「岩手県文化芸術振興指針（改訂版）」案に係るパブリック・コメント等の実施結果について、同じく(2)、「岩手県文化芸術振興指針（改訂版）」案のとりまとめについてと、これら関連がありますので、一括して議題としてまいりたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 県庁のNPO・文化国際課長の千葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず最初に、資料1ー1をご覧くださいと思います。A4縦の岩手県文化芸術振興指針案に係るパブリックコメントの実施結果についてというものでございます。こちらの資料でございますけれども、前回の審議会開催後の12月9日から1カ月間にわたりまして実施いたしましたパブリックコメントの実施結果の概要ということになってございます。

まず、2のウ、地域説明会の開催というところをご覧くださいと思います。パブリックコメントに合わせて県内7カ所におきまして地域説明会を開催いたしました。111人の方々にご参加をいただきまして、さまざまな意見を頂戴してございます。

続きますが、3、寄せられた意見というところでございます。いただいた意見の総数は

61件ということでございます。3の(2)ですけれども、意見の反映状況ということでございまして、61件の意見のうち、AからFまで分類してございますけれども、Aの全部反映というふうにしたものが5件、Bの一部反映というものが2件、Cの趣旨同一というものが33件ということでございまして、より多くの県民の皆様の見解を改訂の参考にさせていただいたところでございます。このパブリックコメントの意見は、次にご説明いたします資料1―2にまとめてございます。

続いて、資料1―2、今度はA4の横になりますけれども、パブリックコメント意見対応整理表という資料をごらんいただきたいと思っております。こちらの資料が指針の章ごとにパブリックコメントの意見をまとめたものということでございます。

また、意見の反映区分がAの全部反映、それからBの一部反映となっているものにつきましては、網かけの表示ということにしております。ここでは、意見の反映区分がAというふうになっているご意見につきまして、主なものを紹介させていただきたいと存じます。

まず、1ページの番号3でございます。第Ⅱ章に掲載されております目的の「豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成」という冒頭部分に、条例の前文と同じく「一人ひとりが」という語句を入れるべきではないかという趣旨のご意見を頂戴してございます。この目的が記載してある箇所につきまして、意見のとおり加筆したところでございます。

続いて、今度は7ページをご覧いただきたいと思っております。43番でございます。片仮名語、外来語などに注釈をつけるなどの工夫をして欲しいといったご意見でございますけれども、これにつきましては意味が難しいと思われる語句、それから外来語などに注釈や語句説明をつけるといったことで対応をしております。

それから、その下、44番でございます。今回の改訂のポイント、主な取組の方向性を記載したほうがわかりやすいというご意見でございます。これにつきましては、指針の冊子の29ページでございますけれども、主な施策方向の前文というものがございまして、今回の改訂のポイントを記載するという対応をしております。

続いて、資料の2をご覧いただきたいと思っております。こちらA4の横でございまして、平成26年12月県議会定例会での主な意見というものでございます。12月県議会定例会におきまして、指針改訂について報告をさせていただきました。その際に出された主な意見というものでございます。

内容としては1件でございますが、障がい児、障がい者の文化芸術への取り組みなども

支援、紹介してほしいという意見でございました。国におきましては、文化芸術の振興に関する基本的な指針というものがあります。それから、他県でも多くの文化芸術振興指針、それから計画などにおいて子供、青少年という記述だけでなく、高齢者の皆様、それから障がい者の皆様などの文化芸術活動の取組み支援についても記載がなされているというところが多くございまして、本県ではこういった高齢者、障がい者等の視点が今まで記載がなかったということなどを考慮いたしまして、所管の保健福祉部とも相談の上、今回追記することとしてございます。

なお、この事項につきましては、お手元にいつもご覧いただいているA3判のカラーの資料が、厚いその指針の冊子の上にあるかと思いますが、この概要の右側、6、主な取組みの方向性というものがありますけれども、その(7)に追記をしているということでございます。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと思います。これもA4の横でございます。これは岩手県文化芸術創造アドバイザーからの主な意見ということでございます。アドバイザーとして学習院大学の赤坂先生と、それから映画監督の大友さんに就任いただいております。このお二方に実は意見を求めまして、それでいろいろご意見を賜ったところでございます。まず表面の1ページの記載でございますけれども、要約いたしますと現在岩手県で進めている若者活躍支援や平和をうたった平泉の理念思想といった岩手県独自の文化芸術資源を見ていただく取組が必要である。また、平成28年に開催される希望郷いわて国体は、スポーツだけでなく、県の文化芸術を県外に発信していく絶好の機会であり、国体に向け文化芸術の基盤をつくっていくことなどが必要であるといったご意見をいただきましたので、これらの考え方をまとめまして、このページの右側、意見に関する考え方欄に記載しております文章を指針の冊子29ページでございましてけれども、主な施策方向の前文に加筆したところでございます。

それから、裏面をまたちょっとご覧いただきたいと思います。裏面、2ページでございます。こちらのページの記載内容でございましてけれども、ポイントをかいつまんでお話しいたしますと、県内外で活躍している岩手県ゆかりの文化人、芸術家などの人材活用方法について、それからホームページにおけるデザインの重要性について、またいわてマンガ大賞などのコンテストを実施する場合、単に開催し表彰するだけではなく、コンテスト開催後においても大賞受賞者をプロとして育てていくような取組が必要なのではないかと、そういったご意見をいただいております。

これらの考え方について、意見に関する考え方欄に記載ございますけれども、岩手県ゆかりの文化人等の人材情報紹介、それからホームページのデザイン性の向上、プロフェッショナルの育成も視野に入れた文化芸術の振興を第IV章第2項の主な施策方向の関係する箇所それぞれ加筆をしたということでございます。

続いて、資料の4でございます。これもA4横のものでございまして、審議会委員からの主な意見ということでございます。資料1—1から資料3までの内容を反映させた改訂指針案、これは本日お配りしております答申案でございますけれども、去る1月7日付で委員の皆様にご意見照会をさせていただいております。その中で1件ご意見をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

内容でございますけれども、指針において文化芸術コーディネーターが最初に記載されている箇所に注釈、語句説明を入れてはどうかというご意見でございましたので、当該箇所、指針の冊子の2ページになりますけれども、語句の説明を加筆させていただいております。

以上、資料1から4までご説明させていただきましたけれども、パブリックコメント、それから委員意見などを反映したものが本日お配りさせていただいております岩手県文化芸術振興指針改訂版の案となっております。

今後の手続でございますけれども、本日この案を知事に答申後、平成27年2月県議会定例会に承認議案を提出いたしまして、議決後の3月下旬に改訂版指針を策定、公表し、冊子を県内各関係機関に配付する予定ということにしております。

パブリックコメントの実施結果、反映状況などにつきましてご審議のほどよろしく願います。

**○佐々木民夫会長** ありがとうございます。今ご説明いただきましたが、それに係る資料等につきましては委員の皆様へ予め配付させていただいておりますので、既にご覧いただいているかと思っておりますけれども、今の説明等につきましてご質問等ございましたら願います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。冒頭、部長からもお話ありましたが、今回の改訂指針につきましては、今年度、本日含め4回にわたる審議会で委員の皆様のご熱心なご審議をいただいたところでございます。私としましても、委員各位に厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、県民アンケート、それから意見交換会、パブリックコメントなど、多くの県民の

皆様のご意見を反映させて答申案を作成したというところでございますので、この間、事務当局の方々にも取りまとめ等についても私のほうから御礼申し上げたいと、ありがとうございました。

さて、それではご意見なし、ご質問なしということでございますので、改めてというか、委員の皆様にお諮りいたしたいと思います。

本日お配りしております指針案を知事への答申案とすることでご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○佐々木民夫会長 異議なしということでございますので、この改訂指針案を答申案とすることに決定いたします。ありがとうございました。

以上で議事は終了いたしますので、事務局のほうに今後の進行はお任せいたします。よろしく願いいたします。

○吉田文化振興担当課長 佐々木会長、ありがとうございました。

そうしましたらば、冒頭お話ししましたとおり、知事の到着が2時半ということになっておりましたので、暫時休憩とさせていただきたいと思います。2時30分にもう一度ご着席していただければと思います。よろしく願います。

(休憩)

#### 4 岩手県文化芸術振興指針の改訂について答申

○吉田文化振興担当課長 それでは、再開いたしたいと思います。

ただいま決定いたしました岩手県文化芸術振興指針について、改訂版について岩手県文化振興審議会会長から知事に答申いただきます。

佐々木会長、お願いいたします。

○佐々木民夫会長 岩手県知事、達増拓也様、岩手県文化芸術振興審議会会長、佐々木民夫。

岩手県文化芸術振興指針の改訂について（答申）。平成26年5月30日付若第129号により諮問のありました岩手県文化芸術振興指針の改訂について、当審議会で検討を重ねた結果、今次改訂する岩手県文化芸術振興指針については別添のとおりとすることが適当であ



るとの意見に達しましたので、答申します。

審議会の意見を尊重して、今後の文化芸術の振興にご尽力いただくよう、よろしく願いいたします。

○吉田文化振興担当課長 では次に、知事から一言お願いいたします。

○達増知事 岩手県文化芸術振興審議会委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、4回にわたる審議会にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

今、佐々木会長から岩手県文化芸術振興指針の改訂について答申をいただきました。被災地における文化芸術の復旧支援、平泉遺産の理念普及、若者文化、新しい文化芸術への支援など、これから岩手県が力を注いでいかなければならないポイントも的確に対応いただき、大変貴重な指針であるというふうに思います。

今後この指針や、またこれまでにいただきました貴重なご意見に基づきまして、岩手県の文化芸術のすばらしさを県民が深く認識して行動し、国内はもとより世界に向けても積極的に発信し、心豊かで活力のある地域社会を実現するために、一層の文化振興施策に努めてまいりたいと思います。皆様方のますますのお力添えをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○吉田文化振興担当課長 ありがとうございました。

## 5 その他

○吉田文化振興担当課長 次に、5のその他ですが、委員の皆様から何かございましたでしょうか。

「なし」の声

○吉田文化振興担当課長 事務局のほうからありますでしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、2つお話しさせていただきます。

先ほどご審議いただきましたパブリックコメントの結果につきましては、ホームページなどにおいて公開いたしますので、ご了解をお願いいたします。

それから、次回の審議会でございますけれども、今年7月頃を予定してございます。後日事務局から日程を調整の上、開催日を決めさせていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

○吉田文化振興担当課長 それでは、今年度通して行われた指針の改訂についてですが、委

員の皆様方には長期間にわたり調査、審議いただき、大変ありがとうございました。事務局より深く御礼申し上げます。

## 6 閉 会

○吉田文化振興担当課長 それでは、以上をもちまして本日の審議会は終了となります。お疲れ様でした。ありがとうございました。